

商品開発・商品力向上支援事業

事例	判定	備考
自社で商品を生産、加工、製造、調理していない業者のメニュー使用 ※ただし、原料を自社生産しており、加工委託している場合は対象	×	
リニューアル商品の開発	×	
既存商品のパッケージ、パンフレット等の作成 (無くなった、古くなったための増刷など)	×	
店内設置のメニュー表等の作成(既存のメニュー表は破棄し、新しく作成)	×	
商品パッケージのリニューアル (品質保持、賞味期限の延長等の機能向上を図るもの)	○	
商品パッケージのリニューアル (パッケージ印刷のデザイン等軽微な変更)	×	
既存ホームページの単なるリニューアル(PWA化、SPA化)	×	
既存ホームページに新たな機能を追加してリニューアル 例) インターネット販売、EC(イー・コマース)、英語翻訳機能等	○	
加工業者等も販売できるパッケージ等の製作	×	
既存商品同士の単なる組み合わせ(市販の包装資材に市販の物品を包み 新商品として販売)	×	
既存の商品パッケージに貼るシール(商品宣伝を目的に商品名や中身の 写真がデザインされたもの)の作成	×	
現状、冷蔵用食品の販売を行っている。しかし、冷蔵であると消費期限 が短いため遠隔地への販路拡大が難しい。そこで冷凍用食品の開発を行 う。その際の成分分析や試作品開発費など。	○	
試作品の販売(その後、商品化されないもの)	×	
自社で生産、加工、製造、調理をしていないもの(シャンプー等)の広 告(パンフレット、リーフレット、チラシ等)作成費	×	
フリーペーパー等に掲載の情報掲載料	×	
SNS等の活用した周知に係るページ作成等の初期整備費(デザイン 料、写真撮影料等) ※制作業者が初期操作方法を従業員に指導に係る講師謝金も対象 (整備後の維持管理費及び、情報更新に伴う通信料等は対象外)	○	
自社で生産、加工、製造、調理をしている商品のチラシ ※初期制作費用のみ対象	○	

過去に本事業を活用してチラシを制作した同一商品が、再度掲載されているチラシ	×	
加工品ではない、商品の広報のHP又はパンフレット等（エステ、理容店等のメニュー表）	×	